

令和 4 年

第 3 回八雲町議会定例会

議 題

開会 令和 4 年 9 月 7 日

閉会 令和 4 年 9 月 日

八 雲 町

令和4年第3回八雲町議会定例会議件一覧

区分	番号	件名	結果
議案	1	八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	
議案	2	八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	
議案	3	八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例	
議案	4	令和4年度八雲町一般会計補正予算(第5号)	
議案	5	令和4年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	
議案	6	令和4年度八雲町病院事業会計補正予算(第2号)	
報告	1	専決処分の報告について	
報告	2	株式会社青年舎の経営状況の報告について	
報告	3	株式会社木蓮の経営状況の報告について	
同意	1	八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて	
認定	1	令和3年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について	
認定	2	令和3年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定	3	令和3年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定	4	令和3年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定	5	令和3年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定	6	令和3年度八雲町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	

議案第 1 号

八雲町一般職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

八雲町一般職員の育児休業等に関する条例（平成17年八雲町条例第24号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 及び (2) 略</p>	<p>(育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 及び (2) 略 (3) <u>非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> <u>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員</u> <u>(ア) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては、当該子が2歳に達する日）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員</u> <u>(イ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員</u> <u>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</u> <u>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下この（ア）において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当し</u></p>

て当該子の1歳到達日の翌日を
育児休業の期間の初日とする育
児休業をしようとするもの

- (イ) その任期の末日を育児休業の
期間の末日とする育児休業をし
ている場合であって、当該任期
を更新され、又は当該任期の満
了後引き続いて特定職に採用さ
れることに伴い、当該育児休業
に係る子について、当該更新前
の任期の末日の翌日又は当該採
用の日を育児休業の期間の初日
とする育児休業をしようとする
もの

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)
第2条の2 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める者)
第2条の2 略

(育児休業法第2条第1項の条例で定める日)
第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で
定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に
応じ、当該各号に定める日とする。

- (1) 次号及び第3号に掲げる場合以外
の場合 非常勤職員の養育する子の1歳
到達日

- (2) 非常勤職員の配偶者（届出をしない
が事実上婚姻関係と同様の事情にある
者を含む。以下同じ。）が当該非常勤
職員の養育する子の1歳到達日以前の
いずれかの日において当該子を養育す
るために育児休業法その他の法律の規
定による育児休業（以下この条及び次
条において「地方等育児休業」という。）
をしている場合において当該非常勤職
員が当該子について育児休業をしよう
とする場合（当該育児休業の期間の初
日とされた日が当該子の1歳到達日の
翌日後である場合又は当該地方等育児
休業の期間の初日前である場合を除
く。）当該子が1歳2か月に達する
日（当該日が当該育児休業の期間の初
日とされた日から起算して育児休業等
可能日数（当該子の出生の日から当該
子の1歳到達日までの日数をいう。）
から育児休業等取得日数（当該子の出
生以後当該非常勤職員が労働基準法
（昭和22年法律第49号）第65条第1
項又は第2項の規定により勤務しな
かった日数と当該子について育児休業を

した日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合) 当該子の1歳6か月到達日

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

ウ 当該子の1歳到達日後の期間につ

いて育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合）

第2条の4 育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、町長が定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。

（1） 当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

（2） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳6か月到達日において地方等育児休業をしている場合

（3） 当該子の1歳6か月到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として規則で定める場合に該当する場合

（4） 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。

(6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院

業をしたことがない場合

(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(4) 略

(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等(以下「保育所等」という。)における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4の規定に該当すること。

(7) 任期を定めて採用された職員であつて、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。

(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規

規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第2条の3 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)

第8条 育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 略

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他

規則で定める期間を基準として条例で定める期間)

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)

第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(育児休業をした職員の職務復帰後における号俸の調整)

第8条 育児休業をした職員(会計年度任用職員を除く。)が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

(育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情)

第10条 略

(1)～(5) 略

(6) 育児短時間勤務(この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)

(7) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したこと、育児

の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。

(部分休業の承認)

第18条 部分休業の承認(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年八雲町条例第23号)第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

短時間勤務に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。

(部分休業をすることができない職員)

第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員
- (2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「再任用短時間勤務職員等」という。)を除く。)

(部分休業の承認)

第18条 部分休業の承認(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)は、正規の勤務時間(非常勤職員(再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。))にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。

2 労働基準法(昭和22年法律第49号)第67条の規定による育児時間又は八雲町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年八雲町条例第23号)第15条の2の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員(非常勤職員を除く。)に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内(当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第61条第32項におい

(部分休業の承認の取消事由)
第20条 略

て読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間(以下「介護をするための時間」という。)の承認を受けて勤務しない場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

(部分休業の承認の取消事由)
第20条 略

(臨時的任用の職員の部分休業)
第21条 臨時的任用の職員の部分休業については、任命権者が別に定める。

(妊娠又は出産等についての申出があつた場合における措置等)

第22条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)
第23条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 育児休業に関する相談体制の整備
- (2) 育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則
この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 2 号

八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

八雲町一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年八雲町条例第36号）の一部を次のように改正する。

現行	改正後
<p>(看護師手当)</p> <p>第16条 看護師手当は、<u>八雲総合病院又は八雲町熊石国民健康保険病院に勤務する助産師、看護師及び准看護師（以下これらを「看護師等」という。）</u>に支給する。</p> <p>2 前項の手当は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 八雲総合病院に勤務する看護師等</u> 月額4,000円</p> <p><u>(2) 八雲町熊石国民健康保険病院に勤務する看護師等</u> 月額30,000円</p>	<p>(看護師手当)</p> <p>第16条 看護師手当は、八雲町熊石国民健康保険病院に勤務する看護師及び准看護師に支給する。</p> <p>2 前項の手当は、<u>月額30,000円</u>とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。	

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

令和4年9月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 3 号

八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例

八雲町町営住宅条例(平成17年八雲町条例第121号)の一部を次のように改正する。

現行						改正後					
別表第2 (第3条関係)						別表第2 (第3条関係)					
団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積㎡	備考	団地名	建設年度	位置	構造及び棟数	1戸当たり延面積㎡	備考
鮎川団地	昭和35年度	熊石鮎川町63番地	簡易耐火構造平屋建1棟4戸	2LDK 27.60	(旧) 2種 災害住宅	鮎川団地	昭和41年度	熊石鮎川町27番地2	略	略	略
鮎川団地	昭和41年度	熊石鮎川町27番地2	略	略	略	略	略	略	略	略	略
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。											

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和4年9月7日提出

八雲町長 岩村克詔

議案第 4 号

令和 4 年度八雲町一般会計補正予算（第 5 号）

令和 4 年度八雲町の一般会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 477,690 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15,333,727 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		千円 5,207,060	千円 235,708	千円 5,442,768
	1 地方交付税	5,207,060	235,708	5,442,768
15 国庫支出金		1,264,283	171,624	1,435,907
	1 国庫負担金	728,500	41,274	769,774
	2 国庫補助金	530,222	130,350	660,572
16 道支出金		698,299	9,879	708,178
	2 道補助金	210,022	9,879	219,901
19 繰入金		2,464,029	22,690	2,486,719
	1 基金繰入金	2,464,029	22,690	2,486,719
20 繰越金		59,268	37,789	97,057
	1 繰越金	59,268	37,789	97,057
歳 入 合 計		14,856,037	477,690	15,333,727

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 2,607,384	千円 89,270	千円 2,696,654
	1 総務管理費	2,504,134	5,000	2,509,134
	3 戸籍住民基本台帳費	32,178	84,270	116,448
3 民生費		2,577,573	247,836	2,825,409
	1 社会福祉費	1,595,993	247,836	1,843,829
4 衛生費		2,521,281	88,792	2,610,073
	1 保健衛生費	1,948,223	88,792	2,037,015
6 農林水産業費		864,556	10,566	875,122
	1 農業費	168,990	602	169,592
	2 林業費	167,431	9,964	177,395
13 諸支出金		19,827	41,226	61,053
	1 諸費	19,827	41,226	61,053
歳 出 合 計		14,856,037	477,690	15,333,727

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
11 地方交付税	5,207,060	235,708	5,442,768
15 国庫支出金	1,264,283	171,624	1,435,907
16 道支出金	698,299	9,879	708,178
19 繰入金	2,464,029	22,690	2,486,719
20 繰越金	59,268	37,789	97,057
歳入合計	14,856,037	477,690	15,333,727

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	2,607,384	89,270	2,696,654
3 民生費	2,577,573	247,836	2,825,409
4 衛生費	2,521,281	88,792	2,610,073
6 農林水産業費	864,556	10,566	875,122
13 諸支出金	19,827	41,226	61,053
歳出合計	14,856,037	477,690	15,333,727

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 源 の 他	一 般 財 源
千円	千円	千円	千円
10,916	0	0	78,354
103,883	0	0	143,953
66,102	0	9,440	13,250
602	0	0	9,964
0	0	0	41,226
181,503	0	9,440	286,747

2 歳 入

1 1 款 地方交付税

1 項 地方交付税

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 地方交付税	5,207,060	235,708	5,442,768
計	5,207,060	235,708	5,442,768

1 5 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

	千円	千円	千円
2 衛生費国庫負担金	59,091	41,274	100,365
計	728,500	41,274	769,774

1 5 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

	千円	千円	千円
1 総務費国庫補助金	23,851	10,916	34,767
2 民生費国庫補助金	116,351	96,191	212,542
3 衛生費国庫補助金	37,780	23,243	61,023
計	530,222	130,350	660,572

1 6 款 道支出金

2 項 道補助金

	千円	千円	千円
2 民生費道補助金	71,719	7,692	79,411
3 衛生費道補助金	15,334	1,585	16,919
4 農林水産業費道補助金	86,567	602	87,169
計	210,022	9,879	219,901

節		説	明
区 分	金 額		
1 地方交付税	千円 235,708	普通交付税	千円 235,708

1 保健衛生費負担金	千円 41,274	感染症予防事業費等負担金	千円 41,274

1 戸籍住民基本台帳 費補助金	千円 10,916	個人番号カード交付事業費補助金	千円 10,916
1 社会福祉費補助金	96,191	障害者総合支援事業費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	390 95,801
1 保健衛生費補助金	23,243	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金	23,243

1 社会福祉費補助金	千円 7,692	市町村高齢者世帯等生活支援事業費補助金	千円 7,692
1 保健衛生費補助金	1,585	新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	1,585
1 農業費補助金	602	農地利用適正化交付金 農業委員会情報収集等業務効率化支援事業補助金	168 434

19 款 繰入金

1 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2 ふるさと応援基金繰入金	千円 2,190,150	千円 22,690	千円 2,212,840
計	2,464,029	22,690	2,486,719

20 款 繰越金

1 項 繰越金

1 繰越金	千円 59,268	千円 37,789	千円 97,057
計	59,268	37,789	97,057

節		説 明	
区 分	金 額		
1 ふるさと応援基金 繰入金	千円 22,690	ふるさと応援基金繰入金	千円 22,690

1 前年度繰越金	千円 37,789	前年度繰越金	千円 37,789

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国道支出金	地 方 債	そ の 他	
12 地域振興対策費	千円 1,941,194	千円 5,000	千円 1,946,194	千円	千円	千円	千円 5,000
計	2,504,134	5,000	2,509,134	0	0	0	5,000

2 款 総務費

3 項 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	千円 32,178	千円 84,270	千円 116,448	千円 10,916	千円	千円	千円 73,354
計	32,178	84,270	116,448	10,916	0	0	73,354

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

1 社会福祉総務費	千円 71,326	千円 2,746	千円 74,072	千円	千円	千円	千円 2,746
2 障がい者福祉費	628,653	781	629,434	390			391
9 生活応援商品券発行业費	0	244,309	244,309	103,493			140,816
計	1,595,993	247,836	1,843,829	103,883	0	0	143,953

節		説明
区分	金額	
18 負担金補助及び交付金	千円 5,000	千円 八雲高等学校創立100周年記念事業補助金 5,000

3 職員手当等	千円 263	千円 時間外勤務手当 263
7 報償費	77,500	マイナンバーカード取得奨励事業報償費 77,500
10 需用費	229	消耗品費 95 印刷製本費 134
11 役務費	6,278	運搬料 6,278

11 役務費	千円 6	千円 運搬料 6
19 扶助費	2,740	冬期福祉手当給付費 2,740
12 委託料	781	障がい者福祉システム改修業務委託料 781
10 需用費	1,527	消耗品費 397 印刷製本費 1,130
11 役務費	5,573	運搬料 4,379 各種事務作業手数料 1,194
12 委託料	425	生活応援商品券発行業務委託料 425
18 負担金補助及び交付金	236,784	生活応援商品券換金事務補助金 236,784

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 予防費	千円 190,820	千円 66,102	千円 256,922	千円 66,102	千円	千円	千円
3 医療対策費	3,345	9,440	12,785			9,440	
7 病院事業費	1,393,267	13,250	1,406,517				13,250
計	1,948,223	88,792	2,037,015	66,102	0	9,440	13,250

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		千円
1 報酬	4,514	会計年度任用職員事務員報酬	4,514
3 職員手当等	2,574	時間外勤務手当 会計年度任用職員事務員手当	1,947 627
4 共済費	390	社会保険料	390
8 旅費	167	会計年度任用職員事務員通勤旅費	167
10 需用費	3,389	消耗品費 印刷製本費 庁用燃料費 自動車燃料費	1,646 395 1,198 150
11 役務費	6,645	運搬料 電話料 インターネット接続料 清掃料 予約システム利用料 各種手数料	1,599 613 79 132 2,640 1,582
12 委託料	46,097	新型コロナウイルスワクチン接種業務委託料 健康管理システム改修業務委託料 熊石地域バス添乗員業務委託料	43,187 2,393 517
13 使用料及び賃借料	444	健康管理システム等借上料 会場使用料	270 174
18 負担金補助及び交付金	1,882	予防接種健康被害救済措置負担金 医療従事者派遣事業交付金	296 1,586
10 需用費	749	落部歯科診療所機械器具等修繕料	749
17 備品購入費	8,691	落部歯科診療所備品購入費 熊石歯科診療所備品購入費	474 8,217
27 繰出金	13,250	病院事業会計繰出金	13,250

6 款 農林水産業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 農業委員会費	千円 12,316	千円 602	千円 12,918	千円 602	千円	千円	千円
計	168,990	602	169,592	602	0	0	0

6 款 農林水産業費

2 項 林業費

3 町有林及び分収造林費	千円 57,172	千円 9,964	千円 67,136	千円	千円	千円	千円 9,964
計	167,431	9,964	177,395	0	0	0	9,964

13 款 諸支出金

1 項 諸費

2 還付金及び返納金	千円 13,262	千円 41,226	千円 54,488	千円	千円	千円	千円 41,226
計	19,827	41,226	61,053	0	0	0	41,226

節		説明	金額
区分	金額		
11 役務費	千円		千円
	168	インターネット接続料 タブレット端末管理システム利用料	102 66
17 備品購入費	434	備品購入費	434

16 公有財産購入費	千円		千円
	9,964	新幹線建設工事発生土受入地購入費	9,964

22 償還金利子及び割引料	千円		千円
	41,226	町税等過年度過誤納還付金	3,561
		障がい者医療費国庫負担金過年度分返還金	3,310
		障がい者自立支援給付費国庫負担金過年度分返還金	5,927
		障がい者自立支援給付費道負担金過年度分返還金	2,964
		低所得者介護保険料軽減国庫負担金過年度分返還金	182
		低所得者介護保険料軽減道負担金過年度分返還金	4
		児童手当国庫負担金過年度分返還金	1,855
		障がい児入所給付費等国庫負担金過年度分返還金	14,935
		子育てのための施設等利用給付費国庫負担金過年度分返還金	37
		子育てのための施設等利用給付費道負担金過年度分返還金	19
		子ども・子育て支援交付金国庫補助金過年度分返還金	899
		新型コロナウイルス感染症セーフティーネット強化交付金 国庫補助金過年度分返還金	1,736
		子育て世帯臨時特別給付金給付事務費 国庫補助金過年度分返還金	5,430
		感染症予防事業国庫補助金過年度分返還金	367

補正予算給与費明細書

2 一般職
(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(280) 234	364,726	855,794	633,144	1,853,664	523,148	2,376,812	
補正前	(279) 234	360,212	855,794	630,307	1,846,313	522,758	2,369,071	
比較	(1)	4,514		2,837	7,351	390	7,741	

(単位：千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	26,646	33,036	81,595	15,596	444	3,825	25,361		222,085
	補正前	26,646	33,036	79,385	15,596	444	3,825	25,361		221,734
	比較			2,210						351
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当		合計
	補正後	174,643	22,433	8,994	2,612	79		15,795		633,144
	補正前	174,367	22,433	8,994	2,612	79		15,795		630,307
比較	276								2,837	

ア 会計年度任用職員以外の職員

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員 手当等	計			
補正後	(12) 234		855,794	562,453	1,418,247	456,607	1,874,854	
補正前	(12) 234		855,794	560,243	1,416,037	456,607	1,872,644	
比較				2,210	2,210		2,210	

(単位：千円)

職員手当等 の内訳	区分	扶養手当	住居手当	時間外 勤務手当	管理職員 手当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手当	休日勤務 手当	地域手当	期末手当
	補正後	26,646	33,036	81,595	15,596	444	3,825	25,361		183,622
	補正前	26,646	33,036	79,385	15,596	444	3,825	25,361		183,622
	比較			2,210						
	区分	勤勉手当	寒冷地 手当	通勤手当	特殊勤務 手当	宿日直 手当	単身赴任 手当	児童手当		合計
	補正後	144,610	20,238	8,994	2,612	79		15,795		562,453
	補正前	144,610	20,238	8,994	2,612	79		15,795		560,243
比較									2,210	

イ 会計年度任用職員

(単位：千円)

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費	合 計	備 考
		報 酬	給 料	職 員 手当等	計			
補 正 後	(268)	364,726		70,691	435,417	66,541	501,958	
補 正 前	(267)	360,212		70,064	430,276	66,151	496,427	
比 較	(1)	4,514		627	5,141	390	5,531	

(単位：千円)

職員手当等 の 内 訳	区 分	扶養手当	住居手当	時 間 外 勤務手当	管理職員 手 当	管理職員特 別勤務手当	夜間勤務 手 当	休日勤務 手 当	地域手当	期末手当
	補正後									38,463
	補正前									38,112
	比 較									351
	区 分	勤勉手当	寒 冷 地 手 当	通勤手当	特殊勤務 手 当	宿 日 直 手 当	単身赴任 手 当	児童手当		合 計
	補正後	30,033	2,195							70,691
	補正前	29,757	2,195							70,064
比 較	276								627	

(2) 給料及び職員手当等の増減額の明細

(単位：千円)

区 分	増 減 額	増 減 事 由 別 内 訳	説 明	備 考
報 酬	4,514	その他の増減分	イ 会計年度 任用職員 ・報酬	4,514 ◎新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員 ・報酬4,514
職 員 手 当 等	2,837	その他の増減分	ア 会計年度 任用職員以外 の職員 ・時間外勤務 手当	2,210 ◎マイナンバーカード取得奨励事業に係る会計年度任用職員以外の職員 ・時間外勤務手当263 ◎新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員以外の職員 ・時間外勤務手当1,947
			イ 会計年度 任用職員 ・期末手当 ・勤勉手当	627 ◎新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員 ・期末手当351 ・勤勉手当276
共 済 費	390	その他の増減分	イ 会計年度 任用職員 ・社会保険料	390 ◎新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る会計年度任用職員 ・社会保険料390

議案第 5 号

令和 4 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度八雲町の介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 13,896 千円を追加し、保険事業勘定歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,982,840 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

第1表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		千円 379,569	千円 13,896	千円 393,465
	2 基金繰入金	53,882	13,896	67,778
歳 入 合 計		1,968,944	13,896	1,982,840

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸支出金		千円 12,920	千円 13,896	千円 26,816
	1 償還金及び還付加算金	408	13,896	14,304
歳 出 合 計		1,968,944	13,896	1,982,840

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括（保険事業勘定）

（歳入）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
8 繰入金	379,569	13,896	393,465
歳入合計	1,968,944	13,896	1,982,840

（歳出）

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
5 諸支出金	12,920	13,896	26,816
歳出合計	1,968,944	13,896	1,982,840

補正額の財源内訳			
特 国道支出金	定 地方債	財 その他の	源
千円	千円	千円	千円
0	0	0	13,896
0	0	0	13,896

2 歳 入 (保険事業勘定)

8 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 53,882	千円 13,896	千円 67,778
計	53,882	13,896	67,778

3 歳 出 (保険事業勘定)

5 款 諸支出金

1 項 償還金及び還付加算金

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 償還金	千円 8	千円 13,896	千円 13,904	千円	千円	千円	千円 13,896
計	408	13,896	14,304	0	0	0	13,896

節		説	明
区 分	金 額		
1 介護給付費準備基金繰入金	千円 13,896	介護給付費準備基金繰入金	千円 13,896

節		説	明
区 分	金 額		
22 償還金利子及び割引料	千円 13,896	介護給付費国庫負担金過年度分返還金 介護給付費交付金過年度分返還金 介護給付費道負担金過年度分返還金 地域支援事業国庫補助金過年度分返還金 地域支援事業支援交付金過年度分返還金 地域支援事業道補助金過年度分返還金 調整交付金過年度分返還金	千円 7,084 1,139 2,094 1,900 505 1,080 94

議案第 6 号

令和 4 年度八雲町病院事業会計補正予算 (第 2 号)

(総則)

第 1 条 令和 4 年度八雲町の病院事業会計補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 予算第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

4 主な建設改良計画

	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(9) 国保病院建替事	千円	26,500 千円	26,500 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、国保病院の資本的収入額が資本的支出額に不足する額「9,640千円」を「22,890千円」に、過年度分損益勘定留保資金「9,601千円」を「22,851千円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第 1 款 資本的収入	465,880 千円	13,250 千円	479,130 千円
第 4 項 国保病院出資金	22,691 千円	13,250 千円	35,941 千円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	770,059 千円	26,500 千円	796,559 千円
第 2 項 国保病院建設改良費	12,061 千円	26,500 千円	38,561 千円

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩村克詔

令和4年度 八雲町病院事業（国保病院）会計補正予算実施計画

資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的収入			30,191	13,250	43,441			
	4. 国保病院 他会計出資金		22,691	13,250	35,941			
		1. 他会計 出資金	22,691	13,250	35,941	一般会計 出資金	13,250	
収入合計			30,191	13,250	43,441			

(支出)

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	節		説明
						区分	金額	
1. 資本的支出			39,831	26,500	66,331			
	2. 国保病院 建設改良費		12,061	26,500	38,561			
		2. 施 整備 費	0	26,500	26,500	委託料	26,500	基本設計業務委託料
支出合計			39,831	26,500	66,331			

令和4年度八雲町病院事業(国保病院)会計
 予定キャッシュ・フロー計算書
 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

区 分	(単位：千円) 金 額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純損益	△ 22,965
減価償却費	32,568
固定資産除却額	2,076
長期前払消費税額償却	1,580
医療従事者奨学金返還債務の免除	0
貸倒引当金の増減額	△ 17
賞与引当金の増減額	△ 1,258
法定福利費引当金の増減額	△ 51
退職給与引当金の増減額	0
長期前受金戻入額	△ 8,037
受取利息及び受取配当金	△ 10
支払利息	2,697
未収金の増減額(△は増加)	11,393
たな卸資産の増減額(△は増加)	△ 3,973
未払金の増減額(△は減少)	△ 11,403
その他流動負債の増減額(△は減少)	△ 417
小 計	2,183
利息及び配当金の受取額	10
利息の支払額	△ 2,697
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 504
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 35,056
無形固定資産の取得による支出	0
奨学資金等の貸付による支出	△ 4,560
奨学資金等の返還による収入	0
補助金等収入	4,125
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 35,491
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	0
短期借入金の返済による支出	0
長期借入れによる収入	7,500
長期借入金の返済による支出	△ 23,210
一般会計からの出資による収入	31,816
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	16,106
4 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	△ 19,889
5 現金及び現金同等物の期首残高	217,683
6 現金及び現金同等物の期末残高	197,794

令和4年度 八雲町病院事業(国保病院) 会計予定貸借対照表

(令和5年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産			
(1) 有 形 固 定 資 産			
イ 土 地		20,715	
ロ 建 物	992,020		
同上減価償却累計額	<u>△725,756</u>	266,264	
ハ 構 築 物	38,629		
同上減価償却累計額	<u>△35,827</u>	2,802	
ニ 器 械 器 具 備 品	323,231		
同上減価償却累計額	<u>△263,437</u>	59,794	
ホ 車 両	3,873		
同上減価償却累計額	<u>△3,472</u>	401	
ヘ 建 設 仮 勘 定		53,741	
有形固定資産合計			403,717
(2) 無 形 固 定 資 産			
イ 電 話 加 入 権		205	
無形固定資産合計			205
(3) 投 資 そ の 他 の 資 産			
イ 長 期 貸 付 金		8,640	
ロ 長 期 貸 付 金 貸 倒 引 当 金			
ハ 長 期 前 払 消 費 税		4,547	
投資合計			13,187
固定資産合計			417,109
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		197,794	
(2) 未 収 金		98,984	
(3) 未 収 金 貸 倒 引 当 金			
(4) 貯 蔵 品		19,291	
(5) そ の 他 流 動 資 産			
流動資産合計			316,069
資 産 合 計			<u>733,178</u>

(単位：千円)

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	173,788		
ロ その他企業債			
企業債合計		173,788	
(2) 引当金			
イ 退職給与引当金	38,937		
引当金合計		38,937	
(3) その他固定負債			
固定負債合計			212,725
4 流動負債			
(1) 一時借入金			
(2) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債	24,013		
ロ その他企業債			
企業債合計		24,013	
(3) 未払金		58,396	
(4) 引当金			
イ 退職給与引当金			
ロ 賞与引当金	23,771		
ハ 法定福利費引当金	5,275		
引当金合計		29,046	
(5) その他流動負債		1,954	
流動負債合計			113,409
5 繰延収益			
(1) 長期前受金			
イ 補助金	188,902		
ロ 受贈財産評価額	170		
長期前受金合計		189,072	
(2) 長期前受金収益化累計額			
イ 補助金	△ 135,390		
ロ 受贈財産評価額	△ 161		
長期前受金収益化累計額合計		△ 135,551	
繰延収益合計			53,521
負債合計			<u>379,655</u>
6 資本金			1,046,190
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 補助金			
ロ 寄附金			
ハ その他資本剰余金			
資本剰余金合計			
(2) 利益剰余金			
イ 当年度末処理欠損金	692,667		
未処理欠損金合計		692,667	
剰余金合計			△ 692,667
資本合計			<u>353,523</u>
負債資本合計			<u>733,178</u>

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定による議会の指定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 8 月 10 日

八雲町長 岩 村 克 詔

損害賠償額の決定について

町は、令和 4 年 7 月 25 日、救急活動中において、傷病者宅の玄関前に駐車していた車両の左側テールランプにストレッチャーが接触し破損させた事故について、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 715 条第 1 項の規定により、その損害を賠償するため、次のとおり損害賠償の額を決定する。

- | | | |
|---|----------|------------------------|
| 1 | 損害賠償の額 | 25,080 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | 二海郡八雲町*****
* * * * |

報告第 2 号

株式会社青年舎の経営状況の報告について

株式会社青年舎の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和3年度決算に関する書類

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

1 事業概要

株式会社青年舎は、飼料生産部門の外部委託による分業化を進めながら、搾乳に特化した労働負担の軽減、飼養頭数の増頭・確保、担い手の育成を推進する酪農経営を展開してきました。また、家畜市場からの乳用初妊牛導入が順調に実行され、搾乳ロボット等によるデータを活用することにより、生乳生産量は計画比121%増で推移し、乳質、繁殖ともに良好な成績を収め、各種補助金等を活用することで、33,407千円の当期純利益金額となりました。

2 会計に関する事項 決算の状況

貸借対照表

令和4年3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	328,098,840	【流動負債】	300,981,416
現金及び預金	137,260,797	買掛金	7,031,905
製品	1,207,990	未払金	11,921,237
原材料	4,899,938	預り金	762,274
仕掛品	57,991,940	仮受金	281,060,000
未収入金	40,200,852	未払法人税等	206,000
前払費用	8,855,000	【固定負債】	1,329,831,222
未収還付法人税等	812	長期未払金	124,000,222
未収消費税等	77,681,511	長期借入金	1,205,831,000
【固定資産】	1,314,526,134	負債の部合計	1,630,812,638
【有形固定資産】	1,311,302,720	純資産の部	
建物	255,837,131	【株主資本】	22,131,879
建物付属設備	6,339,995	資本金	25,000,000
構築物	136,161,459	利益剰余金	-2,868,121
機械装置	229,431,712	その他利益剰余金	-2,868,121
車両運搬具	15,940,435	繰越利益剰余金	-2,868,121
工具・器具・備品	5,983,167		
土地	41,915,762		
乳牛	237,399,259		
建設仮勘定	309,166,000		
育成仮勘定	73,127,800		
【投資その他の資産】	3,223,414		
出資金	2,855,000		
長期積立金	368,414		
【繰延資産】	10,319,543		
創立費	461,006		
その他繰延資産	8,847,290		
開業費	1,011,247		
資産の部合計	1,652,944,517	純資産の部合計	22,131,879
		負債及び純資産合計	1,652,944,517

損益計算書

自 令和3年4月 1日
至 令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
生 乳 売 上 高	234,055,508	
生 物 販 売 高	33,952,385	
牧 草 等 販 売 高	1,726,364	
価 格 補 填 収 入	22,195,046	
そ の 他 売 上 高	9,096,412	
売 上 高 合 計		301,025,715
【売上原価】		
生 物 販 売 原 価	22,824,764	
当 期 製 品 製 造 原 価	336,391,967	
期 末 棚 卸 高	1,207,990	
売 上 原 価		358,008,741
売 上 総 利 益 金 額		-56,983,026
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		110,543,844
営 業 利 益 金 額		-167,526,870
【営業外収益】		
受 取 利 息	3,255	
受 取 配 当 金	1,571	
受 取 家 畜 共 済 金	29,080,854	
雑 収 入	4,909,354	
営 業 外 収 益 合 計		33,995,034
【営業外費用】		
支 払 利 息	11,145,892	
生 物 死 亡 原 価	15,254,798	
営 業 外 費 用 合 計		26,400,690
経 常 利 益 金 額		-159,932,526
【特別利益】		
固 定 資 産 売 却 収 入	12,377,069	
国 庫 補 助 金 収 入	192,538,152	
受 取 共 済 金	222,365	
資 産 受 贈 益	5,700,000	
特 別 利 益 合 計		210,837,586
【特別損失】		
固 定 資 産 売 却 原 価	17,291,282	
特 別 損 失 合 計		17,291,282
税 引 前 当 期 純 利 益		33,613,778
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		206,000
当 期 純 利 益 金 額		33,407,778

令和4年度事業の計画に関する書類

自 令和4年4月1日
至 令和5年3月31日

1 事業計画

株式会社青年舎は、バイオガスプラントを整備し、バイオガスの製造過程で発生する消化液を農地へ還元することで、肥料資源の有効利用及び家畜排せつ物の管理の適正化を図ります。また、将来酪農経営に従事しようとしている後継者や新規就農者への就農支援と生産技術や経営管理、理論学習等の実践的な教育を担うことを目的として設立しており、各事業については、以下の方針に基づき推進してまいります。

(1) 各事業の推進方法

ア 家畜排せつ物の有効利用による地域循環の推進

- ・令和4年度中にバイオガスプラントの稼働を目指し、令和5年度より再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）による安定した売電収益の確保とメタンガス発生過程の副産物である消化液の循環利用を目指す。

イ 新規就農者の確保と担い手の育成

- ・畜産の新たな担い手の発掘や後継者、新規就農者育成を実施
- ・基礎及び経営の実践研修等、新規就農に向けたきめ細かな研修の実施
- ・関係機関が新規就農者を総合的にバックアップする支援体制を確立

ウ 育成預託事業

- ・町営育成牧場の活用による通年預託の実現

報告第 3 号

株式会社木蓮の経営状況の報告について

株式会社木蓮の経営状況について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

別紙

令和3年度決算に関する書類

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

1 事業概要

株式会社木蓮は、商工業を中心とした産業人材の確保・育成を目的として令和2年7月に、八雲町、八雲商工会などが出資して設立。令和3年度については、八雲町の企業版ふるさと納税に係る事務を中心とした業務を受託し、その結果19社/6,653千円の受託手数料を収入源の中心としたほか、町から指定管理を受託している八雲町情報交流物産館「丘の駅」の運営を担い、新型コロナウイルス感染症の影響が昨年同様続いたことにより、当初見込みの客数の減少が年間を通して影響した結果、1,289千円の当期純損失となった。

また、廃校活用したキャンプ・ワーケーション事業は、産業分野の若手事業者の人材育成及び確保に向けた各種イベントを実施し、20千円の当期純利益となった。

連結決算においては、木蓮本体の企業版ふるさと納税の実績があったが、「丘の駅」の減少が大きく影響したため、連結においては3,220千円の当期純損失となった。

2 会計に関する事項 決算の状況

貸借対照表

令和4年3月31日 現在

(単位：円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	28,852,569	【流動負債】	3,823,877
現 金 預 金	19,673,513	買 掛 金	1,281,634
売 掛 金	811,615	未 払 金	1,500,213
未 収 入 金	150,000	未 払 法 人 税 等	206,000
有 価 証 券	5,200,000	未 払 消 費 税 等	799,300
商 品	3,017,441	預 り 金	36,730
【固定資産】	1,195,413	負 債 の 部 合 計	3,823,877
【有形固定資産】	1,195,413	純資産の部	
建 物 付 属 設 備	681,807	【株主資本】	26,224,105
器 具 備 品	513,606	資 本 金	30,000,000
		利 益 剰 余 金	-3,775,895
		そ の 他 利 益 剰 余 金	-3,775,895
		繰 越 利 益 剰 余 金	-3,775,895
		(うち当期純損失金額)	3,220,357
		純資産の部合計	26,224,105
資産の部合計	30,047,982	負債及び純資産合計	30,047,982

損益計算書

自 令和3年4月1日
至 令和4年3月31日

(単位：円)

科 目	金 額	
【売上高】		
本店売上高	10,181,450	
丘の駅物産館販売	39,800,384	
ペコレラ学舎売上	1,906,800	
売上高合計		51,888,634
【売上原価】		
期首商品棚卸高	2,777,745	
商品仕入高	29,589,918	
合計	32,367,663	
期末商品棚卸高	3,017,441	
売上原価		29,350,222
売上総利益金額		22,538,412
【販売費及び一般管理費】		
販売費及び一般管理費合計		27,024,203
営業損失金額		4,485,791
【営業外収益】		
受取利息	185	
雑収入	677,079	
営業外収益合計		677,264
経常損失金額		3,808,527
【特別利益】		
受贈益	854,400	
特別利益合計		854,400
【特別損失】		
クラファンリターン費用	60,230	
特別損失合計		60,230
税引前当期純損失金額		3,014,357
法人税等		206,000
当期純損失金額		3,220,357

令和4年度事業の計画に関する書類

自 令和4年4月 1日

至 令和5年3月31日

1 事業計画

株式会社木蓮は、八雲町で創業を希望する人材に対し、実践的な業務への従事と独自の教育カリキュラムを通じてクオリティーの高い人材を輩出し、「創業」・「事業承継」・「就業」へとつなげることを目的として設立しており、以下の方針に基づき三つの部門による事業展開をしてまいります。

2 各部門の事業展開

(1) 木蓮部門

- ・企業版ふるさと納税による自治体PR事務業務
- ・町内特産品販売業務（外販）
- ・人材育成、研修セミナー事業

(2) 丘の駅部門

- ・物産振興事業（アンテナショップの特性を生かした強化商品の販売）
- ・店舗全体の高利益貢献アイテムの分析及び効率改善を目指した店舗運営を行う
- ・新規テイクアウトアイテムの商品開発

(3) 観光・交流促進部門

- ・廃校を活用したテレワーク及びワーケーション事業の企画立案・実行
- ・新規顧客獲得及び団体客に向けたSNS発信によるPR（事業周知を図る）

同意第 1 号

八雲町教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

次の者を八雲町教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

住 所	二海郡八雲町*****
氏 名	* * * *
生年月日	*****

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 1 号

令和 3 年度八雲町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度八雲町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 2 号

令和 3 年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度八雲町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 3 号

令和 3 年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度八雲町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 4 号

令和 3 年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度八雲町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 5 号

令和 3 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度八雲町熊石地域簡易水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 6 号

令和 3 年度八雲町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度八雲町下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 7 号

令和 3 年度八雲町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度八雲町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 8 号

令和 3 年度八雲町病院事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度八雲町病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

認定第 9 号

令和 3 年度八雲町水道事業会計決算認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度八雲町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 7 日提出

八雲町長 岩 村 克 詔

